

## 公表第15号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市議会議長、久留米市長及び久留米市農業委員会会長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年 9月17日

久留米市監査委員	田 中 俊 博
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	秋 吉 政 敏
久留米市監査委員	塚 本 篤 行

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成26年度

部局名：環境部

指摘事項等			措置状況
指摘事項	財務監査	旅費等支給事務 職員の出張の際、旅費以外の費目から経費の一部が支出される場合に行うべき、旅費の減額調整が漏れているものがあるので、調整戻入を行うこと。	直ちに旅費の減額調整を行い、戻入処理を行いました。
指摘事項	財務監査	契約事務 車両のパンク修理を2日続けて行った際に、業者から提出された修理費用見積書は、1日目の日付であるにもかかわらず、2日目の修理分の金額まで記載されている。修理に係る事務処理の明らかな不整合であり、適正な事務手続を行うよう改められたい。	見積書徴収時の確認を徹底し、適正な事務処理に努めています。